



事務連絡
令和3年6月14日

各 〔都道府県
保健所設置市
特別区〕 衛生主管部（局）薬務主管課 御中

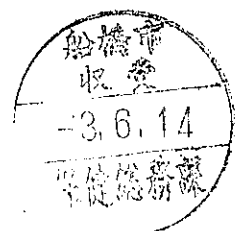
厚生労働省医薬・生活衛生局総務課

傷病の区分に係る専門性の認定を行う団体等の公表について

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第63号）による改正後の医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第6条の3第1項に規定する専門医療機関連携薬局については、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第5号）による改正後の医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和36年厚生省令第1号）第10条の3において、その基準等が規定されています。

また、同条第6項に規定する傷病の区分に係る専門性の認定を行う団体の取扱いについては、「傷病の区分に係る専門性の認定を行う団体の取扱いについて」（令和3年1月29日付け薬生発0129第7号厚生労働省医薬・生活衛生局長通知）において示しているところです。

今般、同項の規定に基づく届出が行われたため、届出を受理した団体の当該団体名及び当該団体が認定する専門性の名称を別紙のとおり公表いたします。貴課におかれましては、内容について御了知いただくとともに、貴管下関係団体、関係機関等への周知をお願いいたします。



(別紙)

【傷病の区分に係る専門性の認定を行う団体】

○傷病の区分：がん

団体名	専門性の名称	届出受理年月日
一般社団法人 日本医療薬学会	地域薬学ケア専門薬剤師（がん）	令和3年6月9日
一般社団法人 日本臨床腫瘍薬学会	外来がん治療専門薬剤師	令和3年6月9日